

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会 報告書骨子（案）

令和4年5月

- 1 検討の背景・目的・・・・・・・・・・ P. 2
- 2 郵便局データに関する現状の分析・・・・・・・・ P. 3
- 3 郵便法に基づくデータ活用の制限と
公的機関等へのデータ提供の可否・・・・・・・・ P. 6
- 4 地方公共団体等からの委託を受けて
受託調査業務を行う場合の留意点・・・・・・・・ P.12
- 5 郵便局データ活用推進ロードマップ・・・・・・・・ P.15

- 国民生活に必要不可欠なユニバーサルサービスを担う郵便局の公共性・重要性に鑑み、

全国2万4千の郵便局ネットワークとそのデータを社会として有効活用するとともに、デジタル化の進展による国民のニーズの変化に即した新たなビジネスモデルを構築することは、今後の郵政事業の持続的な成長・発展に欠かせない。

一方で、郵便局データを有効活用し、地域の課題解決や新規ビジネス創出につなげるためには、利用可能なデータの範囲や活用に当たっての留意点について、整理することが必要と考えられる。

- このため、信書の秘密や個人情報の適正な取扱いを確保しつつ日本郵政グループの持つデータの有効活用を促進するため、本検討会において、
- ① 郵便局の保有・取得するデータ（「郵便局データ」）の活用と個人情報保護法及び郵便法等との関係性の整理（「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（郵便分野ガイドライン）等の改定、
 - ② 郵便局データの活用に向けた関係者の役割、実施すべき施策等の整理等、郵便局データの活用とプライバシー保護の両立を目指した検討を行う。

(1) 郵便局データを保有・取得する日本郵政・日本郵便の強み

ア 地域の偏りなく日本全国を網羅する郵便局ネットワーク

- 直営郵便局及び簡易郵便局あわせて約2万4千の郵便局、約17万8千の郵便ポストを有し、地域の隔たりなく日本全国を網羅する郵便局ネットワークを保持。

イ 日々各世帯・事業所に郵便物等を配達する配達ネットワーク

- 日本郵便の年間引受物数は、郵便が約152億通、荷物が約44億個であり、日々各世帯・事業所まで郵便物等を配達する配達ネットワークを保持。
- 自動二輪車約8万2千台、軽自動四輪車約3万台、小型貨物自動車約2千台を保有しており、日々、日本中の道路を走行している。地方公共団体の公用車が通れない細い路地も郵便バイクであれば走行可能。

ウ 全ての国民が利用者となる幅広い顧客基盤

- 日本郵便は、郵便の業務を業として行うことが法定された唯一の事業体であり、郵便のあて先となり得るほぼすべての世帯・事業所に係る所在情報や、転居に係る情報を、郵便の業務を円滑に実施するために保有。

(2) 郵便事業で保有している主な郵便局データ

ア 配達原簿（配達総合情報システム）

- 日本郵便は、郵便物の配達に必要な各配達先の世帯情報をデータベース（配達総合情報システム）として保有している。このデータベースを活用し、区分機によって郵便物を配達する順番に並べ替え、配達員は郵便局内の端末や印字された配達原簿により内容を確認しつつ、各世帯への郵便物の配達を実施している。
- 配達原簿（配達総合情報システム）は、転居届に基づく情報や、居住確認のお知らせへの回答、現地確認に基づき、「配達に必須の情報」として、配達先住所、世帯主氏名、同居人名、事業所名、居住者旧姓、転居情報、空き家情報を、「円滑な配達のための情報」として、宅配BOX有無、オートロック情報、表札有無、飼犬有無、配達指定場所有無等のデータを、システム上に登録・更新している。

イ 転居届に係る情報

- 日本郵便は、転居に伴い旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送することを希望する利用者からの届出（転居届。e 転居を含む。）に基づき、転送開始希望日、旧住所、転居者氏名、引き続き旧住所に居住する者の有無、事業所名、新住所等の情報をデータベース（転居システム）として保有している。
- 転居システムは、配達総合情報システムとデータ連携しており、配達総合情報システムのデータ更新にも利用されている、

ウ 郵便番号データ

- 郵便番号と当該郵便番号を付された街区との対応を表す郵便番号簿をデータベース化した郵便番号データベースは、非常に多くのウェブ上の申請フォームにおいて、住所の自動入力に活用されており、電子商取引等のインフラとして機能している。

エ 郵便ポスト情報

- 日本郵便では、郵便ポストについて、ポストコード（6桁）、住所、取集局、取集時間、型式、外觀状況、占用データ、工事履歴等の情報を社内システムにおいて保有しているが、位置情報は取集担当者等が紙地図に記載するのみで、緯度経度情報や、画像データを保有していない。

オ テレマティクス端末 D c a t により取得する走行データ

- 2019年10月より、テレマティクス端末Dcat（配達コミュニケーション支援ツール）を実装した約65,000台のスマートフォンを集配担当社員に配備しており、速度情報、位置情報、走行軌跡、配達時間、移動距離のデータを、データベース化しており、安全管理、業務効率化、業務適正化に活用中。

カ デジタル地図（検討中）

- 紙媒体地図の場合、新築の建物、新しい道路などがあっても更新されない、個人使用の傾向が強く、班内、局内でも情報が共有されない、通区・道順の見直しのたびに配達用地図の作り直しになる等のデメリットがあり、こうした課題をデジタル地図の構築によって解消することを検討中。

(1) 郵便分野ガイドライン及び同ガイドラインの解説における制限の現状

- 一般の個人情報取扱事業者であれば個人データの第三者提供が認められる場合（個人情報保護法第27条第1項各号）であっても、**日本郵便は、郵便法が規定する「信書の秘密」及び「郵便物に関して知り得た他人の秘密」について、原則として第三者提供が認められていない。**
- ただし、**「転居届に係る情報」**については、最高裁判決（平成28年10月18日）において、「**転居届に係る情報は、信書の秘密ないし通信の秘密には該当しないものの、郵便法8条2項にいう「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当**」するとの補足意見が付された。
また、差戻審高裁判決（平成29年6月30日）においては、「**転居届は、通信や信書そのものではなく、個々の郵便物とは別個のものである。**」とし、郵便法第8条第2項関係については「**…照会事項ごとに、これを報告することによって生ずる不利益と報告を拒絶することによって犠牲となる利益との比較衡量により決せられるべき**である。」と判示された。
- これを受け、令和2年3月に**「郵便分野ガイドラインの解説が改正」**され、転居届に係る情報を含む**「郵便物に関して知り得た他人の秘密」**については、**「比較衡量の結果、**
それらの**「情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回る」**と認められたときには、**「第三者提供が可能」**と明記。

- このため、現行の郵便分野ガイドラインの解説においては、郵便局データに関し、以下のとおり、活用の制限が規定されている。

○郵便法（昭和22年法律第165号）

（秘密の確保）

第8条 会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

2 郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

ア 信書の秘密	イ 郵便物に関して知り得た他人の秘密	ウ 個々の信書または郵便物の送達には関連しない個人情報
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「<u>信書の秘密</u>」とは、<u>信書の内容にとどまらず、差出人及び受取人の住所又は居所・氏名並びに信書の存在の事実の有無等、信書に関する一切の事項</u>をいう。 ➤ 「<u>信書の秘密</u>」については、<u>利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては</u>、信書の秘密に係る個人情報を<u>取り扱ってはならない</u>。法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合であっても、同様である。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「<u>郵便物に関して知り得た他人の秘密</u>」とは、<u>信書に限らず、郵便物すべてについて、通信文などの内容のみならず、差出人・受取人の氏名、住所又は居所、取扱年月日、差出通数その他通信そのものの構成要素を成す一切の事項</u>を指し、<u>転居情報も含まれる</u>。 ➤ 「<u>郵便物に関して知り得た他人の秘密</u>」については、法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合であっても、<u>原則として提供することはできない</u>。 ➤ <u>ただし、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となる</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>個々の信書または郵便物の送達には関連しない個人情報（契約者情報、料金の支払状況等）</u>については、「<u>信書の秘密</u>」の保護及び「<u>郵便物に関して知り得た他人の秘密</u>」の守秘義務の対象外にはなるものの、個人情報保護法に基づく規律は及ぶ。

(2) 転居届に係る情報等の公的機関等への提供の状況と郵便分野ガイドラインの解説における明確化の必要性

- 現行の郵便分野ガイドラインの解説では、照会に対して回答すべきかどうか、現場レベルでの比較衡量が困難であるため、日本郵便から、地方公共団体等への回答は、一切なされていない状況。
- 一方で、日本郵便の公的性格から、法令等に基づき提供すべきと考えられるデータは提供されて然るべきと、要望する地方公共団体等の声が大きくなりつつある。
- このため、地方公共団体等のヒアリングを実施し、郵便法第8条第2項に関し、「郵便物に関して知り得た他人の秘密であって、比較衡量の結果、その情報を用いることによる利益が守られる利益を上回ると認められ、**第三者提供が可能となると考えられる事例**」を、本検討会「データの取扱いWG」で検討し、郵便分野ガイドラインの解説に追記することが適当と判断した。

(3) 情報を用いることによる利益と秘密を守られる利益の比較衡量の結果、第三者提供が可能と認められる事例① (郵便分野ガイドラインの解説に明記する事例)

ア 大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を地方公共団体等に提供する場合

- 大規模災害や事故等の緊急時において、住民登録をしていないが居住している、居住者の一部が住民票を異動せず転出している等、被災した家屋の住民基本台帳上の情報と実際の居住者が異なるなど実態把握が困難な場合がある。日本郵便が把握している居住実態を提供することで、より正確で迅速な安否確認や救助等が可能となり、被災者の生命、身体又は財産の保護に資する。
- この場合、被害を受けた家屋に居住している者の情報が地方自治体等に提供されることになるが、これを提供しない場合、居住している者がいるのに救助が行われない等、迅速な救助活動や、被災者の生命、身体又は財産が損なわれる可能性がある。これを鑑みると、被災者の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益の保護といった、情報を用いることの利益が上回ると考えられる。

(3) 情報を用いることによる利益と秘密を守られる利益の比較衡量の結果、第三者提供が可能と認められる事例② (郵便分野ガイドラインの解説に明記する事例)

イ 徴収職員又は徴税吏員が、国税徴収法第146条の2又は地方税法第20条の11の規定に基づき、国税又は地方税に関する調査について必要があるときに行う協力要請として、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている滞納者の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、日本郵便が、当該滞納者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を提供する場合

- 税の賦課徴収は、憲法が規定する納税の義務を担保する極めて公益性の高い業務であるところ、住民票を移さずに転出する滞納者についてはその所在の把握が困難であり、滞納整理事務に支障が生じているが、滞納者の転居情報を提供することにより、滞納整理事務を迅速化・効率化することで納税の履行を促し、国民の納税義務における公平性が確保され、地域の維持・発展につながる。
- 国又は地方自治体の照会に対応する場合、滞納者等が提出した転居届情報が開示され、滞納者等の現在の居住地に関する情報が明らかになる可能性があるが、これを提供しない場合、納税義務を負いながら住所を明らかにせず義務の履行を免れるといった状況や、滞納者の個別・具体的な実情を把握した上での執行判断ができなくなるという可能性が考えられる。これらを鑑みると、納税の履行による国民の公平性の確保、地域の維持・発展といった、情報を用いることの利益の方が上回ると考えられる。

(3) 情報を用いることによる利益と秘密を守られる利益の比較衡量の結果、第三者提供が可能と認められる事例③ (郵便分野ガイドラインの解説に明記する事例)

ウ 弁護士会が、弁護士法第23条の2の規定に基づき、訴え提起等の法的手続を採ろうとする者（弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に係る者に限る。）が申立ての相手方の住所の特定を図ろうとするため又は判決等の強制執行をするに際して相手方の住所を特定するため、住民票を異動せず転出し所在の把握が困難となっている当該相手方の転居届に係る情報を照会してきた場合であって、日本郵便が、当該相手方となる者の同意を得ることなく、転居届に係る情報を、当該弁護士会に提供する場合

- 弁護士会照会制度に対応する場合、当該相手方となる者が提出した転居届情報が開示され、現在の居住地に関する情報が明らかになる可能性があるが、これを提供しない場合、裁判等の手続が進められない状況が生じたり、判決等により債務を履行すべき義務を負いながら住所を明らかにせず義務の履行を免れるといった状況が生じたりする可能性が考えられる。当該照会が必要なもので、当該目的以外に使用されるおそれがないのであれば、国民の裁判を受ける権利や判決等に基づく強制執行を実現する機会の保護といった情報を用いることの利益の方が上回ると考えられる。
- 一方、提供された情報が、照会元である弁護士会、照会申請した弁護士から、さらには当該弁護士の依頼者に渡る可能性があることから、弁護士会が照会申出を審査してDV・ストーカー・児童虐待の事案との関連が窺われない法的手続であり適当と判断した旨を表示して発出した照会に限定して、回答すべきと考えられる。

(1) 日本郵便のデータ収集能力への期待に対応した調査受託の可能性

- 本検討会「データの取扱いWG」において、日本郵便が、地方公共団体等から委託を受けて、地方部における空間情報のデータ取得等の調査業務を行うに当たって、留意すべき事項を検討し、郵便分野ガイドラインの解説に明記することが適当と判断した。

(2) 受託調査業務における留意点（郵便分野ガイドラインの解説に明記）

- 日本郵便が地方公共団体等から委託を受けてデータ取得等の調査業務を行う場合について、具体的に想定される事例として、以下の①、②を想定し、それぞれ、個人情報保護法、郵便法及びプライバシー保護との関係から留意すべき事項をまとめ、郵便分野ガイドラインの解説に明記。

(以下一部抜粋)

① 日本郵便が、道路の維持管理等を行う地方公共団体や、地図情報の配信を行う地図会社から委託を受けて、プローブデータやカメラ画像等の公道の街路データを取得する調査業務を行う場合

② 日本郵便が、空家の適切な管理又は活用の促進を目的とした空家状況の調査を行う地方公共団体等から委託を受けて、空き家の可能性のある建物の調査を行う場合

① 日本郵便が、道路の維持管理等を行う地方公共団体や、地図情報の配信を行う地図会社から委託を受けて、プローブデータやカメラ画像等の公道の街路データを取得する調査業務を行う場合

(個人情報保護法との関係)

- 日本郵便が地方公共団体等から委託を受けて街路データを取得する場合において個人情報が含まれる場合が考えられる。この場合において、委託元は委託先たる日本郵便に対する監督義務等を負い、また、委託先である日本郵便は委託された業務の範囲内で取得した街路データを取り扱うことが必要（委託された業務を遂行するために個人情報を利用する旨を、個人情報の利用目的として特定し、当該利用目的を通知又は公表しなければならない）。
- 委託先たる日本郵便は、その公益性の観点から、個人情報を含む街路データを取得するに当たっては、個人情報の適正取得及び本人関与の実効性確保等のため、委託元（地方公共団体等）を明示し、当該委託元に代わって個人情報を取得する旨を示すことが必要。

(郵便法との関係)

- 信書の秘密には個々の信書の送達の実態も含む。このため、日本郵便は街路データの取得に当たっては、委託元が信書の秘密を取得することにならないよう措置した上で委託元に納品することが必要。例えば、調査日付情報の削除、カメラ画像から個々の信書の送達の実態が一見して明らかになるような情報を加工することなど、個々の信書の送達の実態が判別されないよう措置。

(プライバシー保護との関係)

- ・ 法的に違法とされなくとも、生活者のプライバシーリスクに適切に対応がなされていないと生活者が判断すれば、いわゆる「炎上」を含め、社会に受容されない事態となり、委託元のみならず日本郵便自身の損失や信頼を毀損する可能性もある。このため、日本郵便は、地方公共団体等から委託を受けて街路データを取得する場合には、**「カメラ画像利活用ガイドブックver3.0」**（IoT推進コンソーシアム・総務省・経済産業省。令和4年3月公表。）**等を参考に、委託元（地方公共団体等）との密なコミュニケーション、サービス全体におけるルールの徹底**、生活者と委託元（地方公共団体等）・日本郵便との間での**相互理解や信頼関係を構築することを期待**。

※「②日本郵便が、空家の適切な管理又は活用の促進を目的とした空家状況の調査を行う地方公共団体等から委託を受けて、空き家の可能性のある建物の調査を行う場合」の留意点も、上記と同趣旨を郵便分野ガイドラインの解説に記載。

➤ **カメラ画像等の取扱いにおけるプライバシー保護の取組例**として、以下の事項も**郵便分野ガイドラインの解説に明記**。

- ・ 街路データの取得のため撮影する際は、カメラの高さを人の目線の高さよりも下にするなど、人物の顔、住宅の表札など、個人を特定しうる情報が撮影されないように配慮する。
- ・ 自身に係る情報の取得を望まない場合や、撮影後に街路データに係る画像・映像を削除して欲しい場合などに対応できるよう、手続を整備し、専任の担当者や窓口を設けるなど丁寧に対応する。
- ・ 撮影場所は公道に限り、私道・私有地を走行した街路データを取得することがないように配慮する。
- ・ カメラ画像について、プライバシーリスクに配慮し、安全管理措置を講ずる。

(1) 郵便局データ活用推進ロードマップの意義

- 国民生活に必要な不可欠なユニバーサルサービスを担う郵便局の公共性・重要性に鑑み、全国2万4千の郵便局ネットワークとそのデータを社会として有効活用するとともに、デジタル化の進展による国民のニーズの変化に即した新たなビジネスモデルを構築することは、今後の郵政事業の持続的な成長・発展に欠かせない。
- 郵便局データ活用とそれによる国民のニーズに即した革新的なサービスの提供を一層促進するためには、データ活用に向けた基本的な考え方や日本郵政・日本郵便の取組、総務省等が実施すべき施策等を、現時点におけるコミットメントとして社会に向け表明することが必要であり、「郵便局データ活用推進ロードマップ」として示す。

(2) 郵便局データ活用に向けた信頼の回復

- 日本郵政グループにとって、まず取り組むべき課題は、信頼の回復である。日本郵便では、令和元年にかんぽ不適正募集事案が発覚し、令和2年度以降も、金融分野、郵便分野ともに重大な不祥事案が頻発し、令和3年秋には、郵便局長による個人情報の流用事案も発生した。
- 郵便局データ活用を推進するに当たっては、現場の郵便局においてデータが適正に取り扱われることが大前提であり、研修の実施やマニュアルの見直しといった再発防止策に加え、郵便局への牽制機能強化のための検査部等の点検の強化、郵便局における顧客情報記載書類の削減、電子化等の取組が必要である。
- 令和4年2月には、総務省は「郵政行政モニタリング会合」を設置したところであり、信頼の回復に向け、総務省は同会合を通じた監督の強化を図ることが必要である。

(3) データガバナンスの体制強化

基本的な考え方

- 郵便局データの社会的な有効活用と革新的なサービスの提供に向け、また、信頼の回復に向け、保有するデータ資産すべてを対象とした管理体制の構築等データガバナンスの強化が必要である。

日本郵政・日本郵便の取組

① データガバナンス体制の構築

- 日本郵政グループにおいては、データガバナンス体制の検討・整備のために、「データガバナンスWG（仮称）」を立ち上げ、「郵便局データ活用推進ロードマップ」に基づき、データ活用を推進する。
- 具体的には、個人情報等の適正な取扱いを確保し、社会的受容性等に十分に配慮しつつ、データの活用を推進するため、新たな連携施策の創設を念頭に必要な規定の検討・整備、データ活用の可否等のチェック体制、日本郵政とグループ内各社とのガバナンスの在り方等、データ活用に当たって必要となるブレーキ機能を整備すべく、規程類を含めた体制を検討する。
- 中長期的には、グループ全体のデータ活用やデータガバナンスに関する戦略・方針を策定し、構築した体制によるチェックを踏まえ、データ活用を推進する。

② 帳票類の電子化、デジタル技術を活用した情報管理システムの構築

- 日本郵便においては、「情報管理態勢強化及びペーパーレス化 P T」を組成し、業務プロセス・業務システムの見直し等により、紙ベースの業務帳票類の電子化に取り組み、紛失・亡失を防ぐとともに、デジタル技術を活用した情報管理システムを構築し、情報へのアクセスに関する管理の利便性を向上させる。

(4) 業務効率化・適正化のためのデータ活用の推進

基本的な考え方

- 今後労働人口が減少していく中、**郵便・物流オペレーションの効率化・適正化・省人化・サービス向上に向け、データの活用やDXの取組を進めることが必要**である。
- さらに、内部の業務効率化・適正化のためのデータ活用、DX推進で得た成果を、サービス化するという視点を持つことが重要である。

日本郵政・日本郵便の取組

①データドリブンの郵便・物流事業改革への投資

- 日本郵政グループの2025年度までの5カ年の中期経営計画「JPビジョン2025」に基づき、「データドリブンの郵便・物流事業改革」に約3,000億円を投資する。

②テレマティクス端末Dcatによる安全管理、業務効率化、業務適正化

- 約65,000台のスマートフォンに実装済みのテレマティクス端末Dcat（配達コミュニケーション支援ツール）について、急減速や速度超過等の確認、配達ルートの重なり等の課題の顕在化、進捗確認、長時間停止アラート通知、区画・道順の見直し等、順次拡充される機能を活用。さらなる機能の追加を図り、データドリブンの郵便・物流事業改革に取り組む。

③デジタル地図の構築

- コストの削減、紙媒体地図のデメリット解消、生産性向上等を図るべく、自社で保有する情報を活用し、自社でデジタル地図の構築を図る。
- 中長期的には、デジタル地図とその他のシステムを連携させ、**データドリブンの物流プラットフォーム**を構築し、**社外の物流やサービスと柔軟に連携できるネットワークを確立**する。

(5) 公的要請に応えるデータ活用の優先的推進

基本的な考え方

- 日本郵政グループの公的な性格にかんがみ、国民利用者の信頼を得てデータ活用を進めるため、公的要請に応えるデータ活用について、**他に優先して取り組み、成果を展開**していくべきである。

日本郵政・日本郵便の取組

①公的要請に応えるデータ活用の推進

- 郵便局の公的な性格にかんがみ、**地域課題の解決に貢献**していく観点とともに、**国民利用者の信頼を得てデータ活用を進めていく**観点等から、**公的要請に応えるデータ活用を推進**する。

②データ提供の運用体制の検討

- 公的機関等へのデータ提供について、**具体的な運用体制の検討、関係者との協議**を進める。その際、受益者による応分の費用負担についても必要に応じて検討する。

③スマートシティや地域実証事業への参画

- 地域での**実証事業等への参画**を通じ、データ活用のノウハウを蓄積していく。

④オープンデータの推進

- 郵便局データの有用性及び必要性に関する認知度を向上させるとともに、データの取扱いに関する信頼を確保することに資するという観点からも、**オープンデータの推進について積極的に検討**を進める。
- 既にベース・レジストリに指定されている**郵便番号データ**については、広く利用されている実態にかんがみ、関係各所にも協力をいただきながら、より使いやすいものに改良していく。
- **郵便局や郵便ポストの位置情報**等については、郵便・物流サービスの顧客体験の向上に向けて、オープンデータ化も含めた活用を具体的に検討していく。

(6) データを活用した新規ビジネスの段階的展開

基本的な考え方

- 日本郵政グループは、**まずは、信頼の回復に努め、データガバナンスの体制強化を図りつつ、顧客情報を含まないデータビジネス、オプトインモデルのサービスの充実等の実績を積むべきである。情報銀行等データプラットフォームとしての本格的なデータビジネスについては、こうした実績を積みつつ、法令上の制約や社会的受容性を確認しながら、段階的に展開を図っていくことが望ましい。**
- 日本郵便のデータ収集能力を街のセンサーの役割とすることで、スマートシティで期待されている機械的なセンシングを補完することが期待される。

日本郵政・日本郵便の取組

①集配車両等を活用した地図基礎情報ビジネスの検討

- テレマティクスで取得した郵便バイクの走行データ、街路データ等の個人情報を含まない空間情報、地図基礎情報のデータの収集について、社会での有効活用に加えビジネス化も視野に検討する。

②利用者によるデータコントロールを可能とするオプトイン（利用者同意）モデルの構築

- 郵便サービスにおいては、転居届受付時など、利用者同意を得る場面が限定的であるが、「オプトインモデル」を採る先進的な企業では、利用者の同意の取得状況をデジタルで管理するとともに、利用者側で「オプトイン」の管理ができるようにしており、こうした利用者によるデータコントロールが社会的に求められている。
- このため、日本郵政グループにおいて、**利用者によるデータコントロールを可能としつつ、データ活用に対する利用者同意を適確に取得する仕組みを検討・構築**する。

③データビジネスの段階的な展開

- **情報銀行や、パーソナルデータを利用したビジネスなど、より積極的・本格的データビジネスについては、信頼の回復、データガバナンスの体制強化を図り、顧客情報を含まないデータビジネス、オプトインモデルの構築等の実績を積みつつ、法令上の制約や社会的受容性を確認しながら、段階的に展開**を図る。

(7) 総務省の取組

① 郵便局データ活用アドバイザリーボード（仮称）の創設

- 「郵便局データ活用ロードマップ」の推進のため、有識者・消費者等で構成し、個人情報保護委員会事務局やデジタル庁等関係機関も必要に応じ参画する「郵便局データ活用アドバイザリーボード（仮称）」を創設する。
- 「郵便局データ活用アドバイザリーボード（仮称）」は、国民生活に必要不可欠なユニバーサルサービスを担う郵便局の公共性・重要性に鑑み、総務省として、郵便局データの活用の推進に向けて、
 - ア 郵便分野ガイドラインに追記された公的機関等へのデータ提供の具体的運用に当たっての助言
 - イ 郵便分野ガイドラインに追記すべき新たな事項・要望があった場合における機動的な追記の検討
 - ウ 郵便局データへのニーズに関し必要な場合におけるラウンドテーブル（意見交換の場）の設定
 - エ 日本郵政グループに設置する「データガバナンスWG（仮称）」における検討を含め、日本郵政・日本郵便のデータ活用に関する施策の定期的なフォローアップ等を行う。

② 弁護士会等郵便局データの提供を求める団体と日本郵政・日本郵便との協議の場の設定

- 郵便分野ガイドラインに追記された公的機関等へのデータ提供の具体的運用に当たって、標準的な照会様式の設定と具体的な照会申請手続きについて、フィージビリティを持って進められるよう、関係団体と日本郵政・日本郵便との協議の場を設定する。

③ 実証事業を通じた郵便局データ活用の支援

- 郵便局と地方公共団体等の地域の公的基盤が連携し、デジタル技術を活用して地域課題を解決するモデルケースを創出する「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」による実証事業等を通じて、郵便局データ活用を支援する。

④ 郵政行政モニタリング会合等による監督の強化

- 令和4年2月に設置した郵政行政モニタリング会合における助言も踏まえつつ、令和3年8月に策定した監督指針に基づき、日本郵政・日本郵便の信頼の回復に向けた監督を適確に実施していく。